

設備設計一級 建築士制度 国交省に円滑施行要望

法適合確認、責任範囲明確化を

日 事 連

は電気、機械分野の専門性が強く、専門外の分野についてまで法適合の責任を負えないとする声もある。

このため国が3月まで

に作成するという法適合確認マニュアルについて、その作成と提示・公表に当っては①簡素で効率のよいマニュアルとする②法適合確認を行う(設備設計一級建築士の)責任範囲を極力限定する方向で、明確化する③増改築や工事の変更の扱いなど、(同)関与を極力限定する方向で、対象範囲の基準を明確化すること④法適合確認業務の円滑な推進には適正な業務報酬のための標準業務量の算出が必要であること—
—について配慮を求めた。

日本建築士事務所協会連合会の三栖邦博会長らは13日、国土交通省に対し、設備設計一級建築士制度の円滑な施行に関する要望を行った。新たに



三栖会長

設けられた設備設計一級建築士による設備設計への関与の義務付け規定は5月27日以降の建築確認申請から適用される。しかし、有資格者の地域偏在等の問題があり、特に

単体会から地方部での資格者不足による建築設計業務の停滞や混乱を懸念する声が上がっている。

このため法適合確認支援団体に對する支援や中央サポートセンターの機能強化、法適合確認マニュアルの早期提示・公表、公共建築等に対する発注者対応の適正化など5項目をまとめ、法適用時期を前に円滑施行への高まる不安を払拭するような施策の実施を強く求めた。

主に担当する設計事務所に所属する資格者は1100人程度と推定される。その他の約1600人は行政やセネコン、サブコン、ハウスメーカーなどに所属するものと見られている。また県によっては設計事務所に属すると思われる資格者が4名以下は14県あり、うち2名以下が8県ある。資格者の地域偏在などの問題などから、設備設計一級建築士の資格者確保が大きな課題となっている。

見なし講習で取得した有資格者は全国で約2700人、そのうち業務を

確認を支援するための団体(NPO、協同組合など)の設立について各地で検討、準備が進められていることに対し、国として中央サポートセンターを通じて資格者の確保や財政的支援などが行えるよう、中央サポートセンターの機能強化を求めた。

新たな建築士(事務所)の業務として法適合確認が今回制度化された。しかし、資格者の中には、他者が行った設備設計の法適合確認の責任範囲などを懸念する声も多い。同制度が円滑に機能しない恐れもある。特に設備

建設産業

09. 3. 16